

## 長崎県男女共同参画推進員設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、地域における男女共同参画社会づくりを推進するため、長崎県男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (活 動)

第2条 推進員は、地域に密着した推進活動を展開するため、管轄地域(別表1)内において、次に掲げる活動を行う。

- (1) 男女共同参画アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)や市町とともに会議の開催や情報交換などの活動を行うこと。
- (2) 地域における男女共同参画に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 市町の男女共同参画計画策定に関する支援・協力を行うこと。
- (4) 地域における男女共同参画に関する人材の養成を行うこと。

2 推進員は、他の地域の推進員等との相互の情報交換及び連携を図るため、県が毎年開催する研修会に出席するものとする。

### (各種関係団体等との連携)

第3条 推進員は、市町をはじめ地域における各種関係団体等と緊密な連携をとり、活動するものとする。

### (配 置)

第4条 推進員は、地域の実情を考慮し必要に応じて配置するものとする。

### (委 嘱)

第5条 推進員は、県内居住の満成年齢以上の者(但し高校生を除く)で、概ね3年以上の男女共同参画に関する活動経験若しくは、これに類似する地域活動経験を有する者で、広く地域の実情に通じ、男女共同参画の推進に関して熱意と奉仕の精神を有する者とし、市町長の推薦を受けて、知事が委嘱するものとする。

### (任 期)

第6条 推進員の任期は、3年間とする。ただし欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は再任しない。ただし、欠員の補充の場合で、前任者の残任期間が2年以下の場合は、再任することができる。

### (解任等)

第7条 推進員が転居その他の事由により、活動に支障が生じると認められた場合には、第6条の規定に関わらず、解任又は解嘱することができる。

### (秘密の保持等)

第8条 推進員は、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 推進員は、その地位を営利又は政治目的のために利用してはならない。

### (活動状況の報告)

第9条 推進員は、別に定める様式により活動状況を半年ごとに県に報告するものとする。

### (活動費)

第10条 県は、推進員の活動に対し、予算の範囲内において交通費を支給するものとする。

### (ボランティア保険)

第11条 推進員は、活動中の万一の事故に備え、長崎県社会福祉協議会が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は県が負担するものとする。

( 庶務 )

第 1 2 条 推進員に関する庶務は、県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室において処理するものとする。

( 経過措置 令和 2 年 4 月 1 日施行 )

令和元年度末で任期が満了する推進員のうち、以前の規定により再任することができる期がある場合は、その期まで再任することができる。

- 附 則 この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 1 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 1 8 年 1 月 4 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

地 域 名	市 町 名
県 南	長崎市、西海市、長与町、時津町
県 央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県 北	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町、小値賀町
島 原	島原市、雲仙市、南島原市
下 五 島	五島市
上 五 島	新上五島町
壱 岐	壱岐市
対 馬	対馬市